

第九十四回国会
衆議院
文教委員会
議 録 第 十 三 号

昭和五十六年五月六日(水曜日)

午後三時二分開議

出席委員

委員長 三ツ林恭太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 謙君

理事 有島 重武君

理事 白井日出男君

理事 久保田円次君

理事 近藤 鉄雄君

理事 西岡 武夫君

理事 長谷川 峻君

理事 宮下 創平君

理事 中西 績介君

理事 湯山 勇君

理事 三浦 隆君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

文部大臣 田中 龍夫君

出席政府委員

文部政務次官 石橋 一弥君

文部大臣官房長 鈴木 勲君

文部省管理局長 吉田 壽雄君

委員外の出席者

文教委員会調査室長

中嶋 米夫君

委員の異動

四月二十八日

辞任

高村 正彦君

宮下 創平君

同日

辞任

補欠選任

小澤 潔君

久野 忠治君

補欠選任

第一類第六号

文教委員会議録第十三号

小澤 潔君
久野 忠治君
高村 正彦君
宮下 創平君

五月一日

脊髄損傷者に対する学校教育改善に関する諸願

(愛野興一郎君紹介)(第三五七三号)

同(野上徹君紹介)(第三六九一号)

同(米沢隆君紹介)(第三六九二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

〇三ツ林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、昭和四十四年度以後における私立学

校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する

法律等の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

本案につきましては、去る四月二十四日質疑を

終了いたしております。

この際、本案に対し、中村喜四郎君より、自由

民主党提案に係る修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。中村喜四郎

君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共
済組合からの年金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

〇中村喜委員 私は、ただいま議題となつてお
ります法律案に対する修正案について御説明申し
上げます。

修正案の趣旨は、本法律案の施行期日は「本年

四月一日」となっておりますが、すでにその期日

を経過しておりますので、これを「公布の日」に

改め、これに伴い、その適用を四月一日からとす

る等、所要の経過措置を講じようとするものであ

ります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

〇三ツ林委員長 これにて趣旨の説明は終わしま

した。

〇三ツ林委員長 これより修正案及び原案を一括
して討論に入るのでありますが、別に討論の申し
出がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、中村喜四郎君提出の修正案について採決

いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇三ツ林委員長 起立総員。よって、中村喜四郎

君提出の修正案は可決すべきものと決しました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案につい

て採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇三ツ林委員長 起立総員。よって、本案は修正

議決すべきものと決しました。

〇三ツ林委員長 ただいま議決いたしました本案

に対し、中村喜四郎君外五名より、自由民主党、

日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連
合、日本共産党及び新自由クラブ共同提案に係る
附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

本動議を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を求めます。中村喜四郎

君。

〇中村喜委員 私は、提出者を代表いたしまし

て、ただいまの法律案に対する附帯決議案につい

て御説明を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教

職員共済組合からの年金の額の改定に関

する法律等の一部を改正する法律案に対

する附帯決議(案)

政府は、次の事項について検討し、速やかに

その実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に対する国の補助率

を百分の二十以上に引き上げるよう努めるこ

と。

二 長期給付に対する日本私学振興財団の助成

金について、必要な強化措置を講ずるよう努

めること。

三 地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金

に対する都道府県の補助を充実するため、必

要な措置を講ずるよう努めること。

四 年金額改定のいわゆる自動スライド制につ

いては、給与スライドの導入を検討するこ

と。

五 遺族年金の給付水準については、受給者の

生活実態等を考慮し、さらに充実するよう検

討すること。

右決議する。

以上でございます。

その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通

して明らかであると存じますので、案文の朗読を

もつて趣旨説明にかえさせていただきます。
何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○三ツ林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
お諮りいたします。

本動議のごとく本案に対し、附帯決議を付するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

この際、附帯決議に対し、政府の所見を求めます。田中(龍)國務大臣。

○田中(龍)國務大臣 ただいま御決議がございました事項につきましては、御趣旨に沿ひまして十分検討いたしたいと存じております。よろしくお願いいたします。

○三ツ林委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三ツ林委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時七分散会

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する

昭和五十六年五月十二日印刷

法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項の見出しを「(施行期日等)」に改め、同項中「昭和五十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第四項中「前二項」を「附則第二項から前項まで」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三項中「第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下この項において「法律第四百十号」という。)」を「改正後の法律第四百十号」に、「施行日の前日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「昭和五十六年」を「同年」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二項を次のように改める。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定及び第三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下「改正後の法律第四百十号」という。)附則第八項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。(標準給与に関する経過措置)

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十六年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が六万九千円である標準給与又は四十一万円である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十一万五千円未満であるものを除く)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十六年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

昭和五十六年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局